

地域まちづくり活用型 補助申請手続きについて

申請手続きの注意事項

○ 耐震性が不足している場合は、耐震改修を行っていただきます

耐震診断が必ず必要です。その結果により耐震性の有無を確認します(耐震診断の補助もご利用いただけます)
長屋の場合は、原則として、棟全体で耐震性の確保が必要です

○ 補助を受けるには、事前(契約・着手前)に手続きが必要です

まずは、下記の受付窓口へお電話ください。補助要件を満たすかどうかの確認を行います
原則、補助申請を行い大阪市から交付決定を受けた後に、事業者との契約・事業着手を行っていただく必要があります

- 共有名義や区分所有の建物で改修工事を行う場合は、**建物所有者全員の同意書(実印)が必要です**
法定相続人が申請を行う場合は、**法定相続人全員の同意書(実印)が必要です**



区役所との事前協議

○ 非営利団体について

- 活動団体が非営利団体であること
 - 繼続した活動ができる団体であること(最低 10 年間)

○ 地域まちづくりに資する用途について

- 地域に開かれた居場所等で、区が認めるもの
 - 営利目的でないこと(実費相当の利用者負担は要相談)
 - 原則として月の半分以上、活動(活用)すること

○ 空家利活用事例の情報発信へのご協力について

- 空家の利活用事例として、大阪市が情報発信を行うことに承諾していること
(「大阪市の広報媒体への掲載」については、必ずご協力いただく必要があります)

■提出書類（区役所ホームページから様式をダウンロードできます）

インスペクション・耐震診断・耐震改修設計、…様式B-1、活動計画書、団体の確認書類、付近見取図

耐震改修工事・性能向上に資する改修工事 … 様式 B-2、様式 A、団体の確認書類、活動計画書、
今後の活動計画・事業収支予算書・付近見取図・改修計画図

■提出先 補助金交付申請の前に、区役所窓口に提出

受付窓口での事前相談

まずはお電話でお問い合わせください。補助要件の確認等を行います

■ 用意するもの

- ・建物所有者全員・建築年次・棟明細が確認できる固定資産(家屋)評価証明書
 - ・建物の外観が確認できる写真
※各区役所でも取得できます
 - ・簡単な間取り図（手書き可）
建築年・共有者氏名・棟明細（合計と棟明細）に
して取得してください

■ 受付窓口

耐震・密集市街地整備 受付窓口(⑤番窓口)

(業務受託者:大阪市住まい公社)

電 話 06(6882)7053

住 所 〒530-0041 大阪市北区天神橋 6 丁目 4-20

開館時間 平日(火曜日を除く)

祝日：10時～17時

休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、日曜日



補助申請手続きの流れ(令和7年度版)

※各申請は郵送での提出も可能です

